

令和3年度

受付  
番号

種目番号  
350-

連絡先

委託担当

金沢土木事務所 管理係

ふりがな みやもと いずみ  
担当者名 宮本 泉  
TEL 781-2511

## 設 計 書

委託名称 金沢土木事務所外構修繕委託

履行場所 横浜市金沢区寺前一丁目9番26号

履行期限又は  
履行期間 令和4年3月25日

契約区分 確定契約

かし担保 なし

その他特約事項 なし

現場説明 不要

適用年版

委託概要

横浜市金沢区

前金払い      しない

部分払い      しない

部分払いの基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

設計金額	_____
業務価格	_____
消費税および 地方消費税相当額	_____

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
規 格					
施工費用	式	1			工種内訳第1号表
廃材・残土運搬処分費	式	1			工種内訳第2号表
直接工事費計	式	1			
共通仮設費	式	1			
現場管理費	式	1			
一般管理費等	式	1			
業務価格	式	1			
消費税及び地方消費税相当額	式	1			10%
業務費計	式	1			



工種内訳第2号表

廃材・残土運搬処分費

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
規 格					
As廃材運搬工					
2t-指定処分地処分地	m <sup>3</sup>	0.70			
As廃材処分費					
	m <sup>3</sup>	0.70			
Co廃材運搬工					
2t-指定処分地	m <sup>3</sup>	2.45			
Co廃材処分費					
無筋コンクリート	m <sup>3</sup>	0.56			
Co廃材処分費					
有筋コンクリート	m <sup>3</sup>	1.89			
残土運搬工					
2t-仮置場	m <sup>3</sup>	9.11			
残土運搬工					
2t-仮置場～現場	m <sup>3</sup>	4.93			積込費含む
残土運搬工					積込費含む
2t-仮置場～処分地	m <sup>3</sup>	4.18			金沢中継所
残土処分費					
	m <sup>3</sup>	5.22			4.18 * 1.25 = 5.22
計					
				0	

## 金沢土木事務所外構修繕委託仕様書

### (委託仕様)

第1条 本業務は、本仕様書を適用するほか、「横浜市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という）」を準用する。

なお仕様について、本仕様書と共通仕様書の記載が異なるときは本仕様書を優先する。

### (法規の遵守)

第2条 受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例その他の諸規定を守り、業務の円滑な進行を図らなければならない。

### (提出書類)

第3条 受託者は、提出書類を委託契約約款に基づいて、監督員に提出するものとする。

### (業務計画書)

第4条 受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、工程、作業内容、作業手順、安全対策、発注者との連絡体制等について、監督員と十分調整の上、業務計画書を提出しなければならない。

2 業務計画書には次の事項について記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 使用機材等
- (6) 履行方法
- (7) 履行管理計画
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) その他

### (現場責任者・業務従事者)

第5条 受託者は、点検業務における現場責任者を定め、監督員に通知するものとする。

### (現場の工程管理)

第6条 受託者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。

2 受託者は、工程に変更が生じる恐れがある場合には、承諾を受けるものとする。

### (現場の安全管理)

第7条 受託者は、作業にあたって、近隣住民等に危険が無いよう、十分な安全対策を講じるものとする。

### (委託の検査)

第8条 受託者は、委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。

2 受託者は、検査にあたり次の書類等を作成し、業務完了時に提出する。

- (1) 竣工図
- (2) 写真帳および写真帳のデータ（紙及びデータで1部提出）  
写真帳1ページあたりの写真数、データの形式については、あらかじめ協議する。  
写真帳は確認のしやすさ、文書量の削減を念頭に作成すること。
- (3) その他監督員が必要と認めた書類

(個人情報の保護)

第9条 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、すみやかに「個人情報取扱特記事項」による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出しなければならない。

(電子計算機処理等)

第10条 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

※「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」は、横浜市ホームページを参照。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/template.html>

(その他)

第11条 本業務の実施中、受託者に帰すべき事由により、器物の破損等、本市および第三者に損害を与えたときは、直ちに本市職員にその旨を通知し、その指示に従うこと。この場合において、受託者は、本市に対し賠償の責を負うこと。

## 施工条件明示書

### 施工時間

- 本業務における施工は土日祝および令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く、平日の8時30分から17時15分までの間で行うものとする。

### 隣地境界

- 境界石が存在しないため、新設土留め擁壁の設置位置は、既存の塀の位置とする

### 影響範囲内にある現存施設

- カーポートについて、上部構造物は委託者が撤去する。基礎は残置だが必要に応じ協議とする。
- 下水道人孔については残置とする。
- 物置小屋については委託者が撤去する。

### 使用材料等

- 本業務の指定材料・目的物は、次のとおりとする。

品名／規格	指定内容	処分先等 一覧表
目隠しフェンス	朝日スチール社製 XW-1800-M (XAブラインド) (色：DB) (同等品可)	
再生開粒度 アスファルト合材	がれき類の再資源化施設 (As塊を搬出する場合は、原則として同一施設から購入する)	※1
路盤用再生碎石	がれき類の再資源化施設 (Co塊を搬出する場合は、原則として同一施設から購入する)	※1
改良土 (塩ビ管基礎材)	土質改良施設の製品	※1
堆肥	横浜動物の森公園緑のリサイクルプラントの製品	※2

上記以外にも、設計図書に記載している場合がある。

再資源化施設※1の詳細については、最新の「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/gareki.html>)に従うこと。

※2はウェブページを参照すること。 (<http://y-greenkk.jp/green/outline/index.html>)

建設副産物等

- 舗装版切断時に濁水が発生する場合は受託者と協議することとする。
- 本業務で発生する建設副産物の仮置場は金沢土木事務所構内とする。
- 本業務で発生する建設副産物の種類及び処分方法等は、次のとおりとする。

建設副産物等の種類	処分方法等	搬出先	処分先等一覧表
建設発生土	指定処分 (単独指定)	土質改良施設	※1
建設発生土	指定処分	港湾局幸浦中継所	※1
建設発生土	指定処分	(株)建設資源広域利用センター 指定受入地	※1
A s 塊	指定処分 (グループ指定)	がれき類の再資源化施設	※1
C o 塊	指定処分 (グループ指定)	がれき類の再資源化施設	※1
現場発生路盤材	指定処分 (グループ指定)	がれき類の再資源化施設	※1
建設汚泥 (汚泥のうち上記以外)	指定処分 (グループ指定)	建設汚泥受入施設	A
鋼 材 (鉄くずとして処理する場合)	確認処分と同様の扱い	運搬距離10km以内の 鉄くず回収業者	
産業廃棄物 (木くずⅠ)	指定処分 (グループ指定)	木くずの登録事業者	※1
産業廃棄物 (木くずⅡ)	確認処分	木くずの産業廃棄物許可施設	
産業廃棄物 (濁水等)	確認処分	産業廃棄物許可施設	
その他の産業廃棄物 (鉄くずとして処理する以外の 廃鋼材を含む)	指定処分 (受入条件を満たさない場合は確認処分)	南本牧廃棄物最終処分場	※1
その他の産業廃棄物 (鉄くずとして処分する以外の 廃鋼材を含む)	確認処分	産業廃棄物許可施設	
一般廃棄物 (刈草・剪定枝・ 伐採木・根など)	指定処分 (単独指定)	横浜動物の森公園 緑のリサイクルプラント	※2
一般廃棄物 (刈草・剪定枝・ 伐採木・根など)	指定処分 (グループ指定)	木くずなど一般廃棄物の リサイクル施設	B

一般廃棄物 (上記以外の一般廃棄物)	指定処分 (グループ指定)	資源循環局焼却工場	C
-----------------------	------------------	-----------	---

- ・ ほぐし土量で 500m<sup>3</sup> 以上の建設発生土を搬出する場合は、監督員と協議し、処分場所の確認や土砂検定を行うこと。
- ・ 産業廃棄物（木くずⅠ）とは、建設リサイクル法で特定建設資材となる角材・板材・丸太材・集成材・合板・繊維板など。
- ・ 産業廃棄物（木くずⅡ）とは、建設リサイクル法で特定建設資材とならない伐採木・根など。
- ・ 指定処分先※1の詳細については、最新の「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/gareki.html>)に従うこと。“その他の産業廃棄物”の指定処分先は、上記処分要領の“がれき類の指定処分地”と同じ。
- ・ A、B、Cは別添の『処分先等一覧表』を参照すること。
- ・ ※2はウェブページを参照すること。(<http://y-greenkk.jp/green/outline/index.html>)  
なお、『処分先等一覧表』記載事項について、施設の追加、名称・取扱い品目の変更等があった場合は、別途協議によることができる。

### 近隣対策

- 工事の着手にあたり、事前の周知を次のとおり行うこと。

周知方法	内容	周知範囲
直接説明する	施工期間、施工内容等	隣接地権者（3者）
工事のお知らせを近隣に配布する	施工期間、施工内容等	監督員と協議

## 処分先等一覧表

### A 建設汚泥受入施設

名 称	所在地等
(株)ヨコハマ全建 リサイクルセンター金沢工場	金沢区鳥浜町 10-2 772-2666
栄伸産業(株)	川崎市川崎区扇町 6-6 044-366-2444

### B 木くずなど一般廃棄物のリサイクル施設

産業廃棄物とならない刈草・剪定枝・伐採木・根など

名 称	所在地等
(株)グリーン	金沢区鳥浜町 17-3 769-2526
(株)デスポ	都筑区池辺町 3970 931-6111
横浜エコロジー(株)	金沢区幸浦 1-4-2 778-1153
(株)植照	緑区長津田町 3641-1 924-6211
(株)ウッドグリーン	戸塚区上矢部町 2174 392-9644
(株)リテック	都筑区池辺町 1587 944-4609
(株)神奈川ウッドエネルギーセンター	金沢区幸浦 1-15-43 775-0632
(株)バイオテック	旭区上川井町 3127-1 744-7358

### C 資源循環局焼却工場

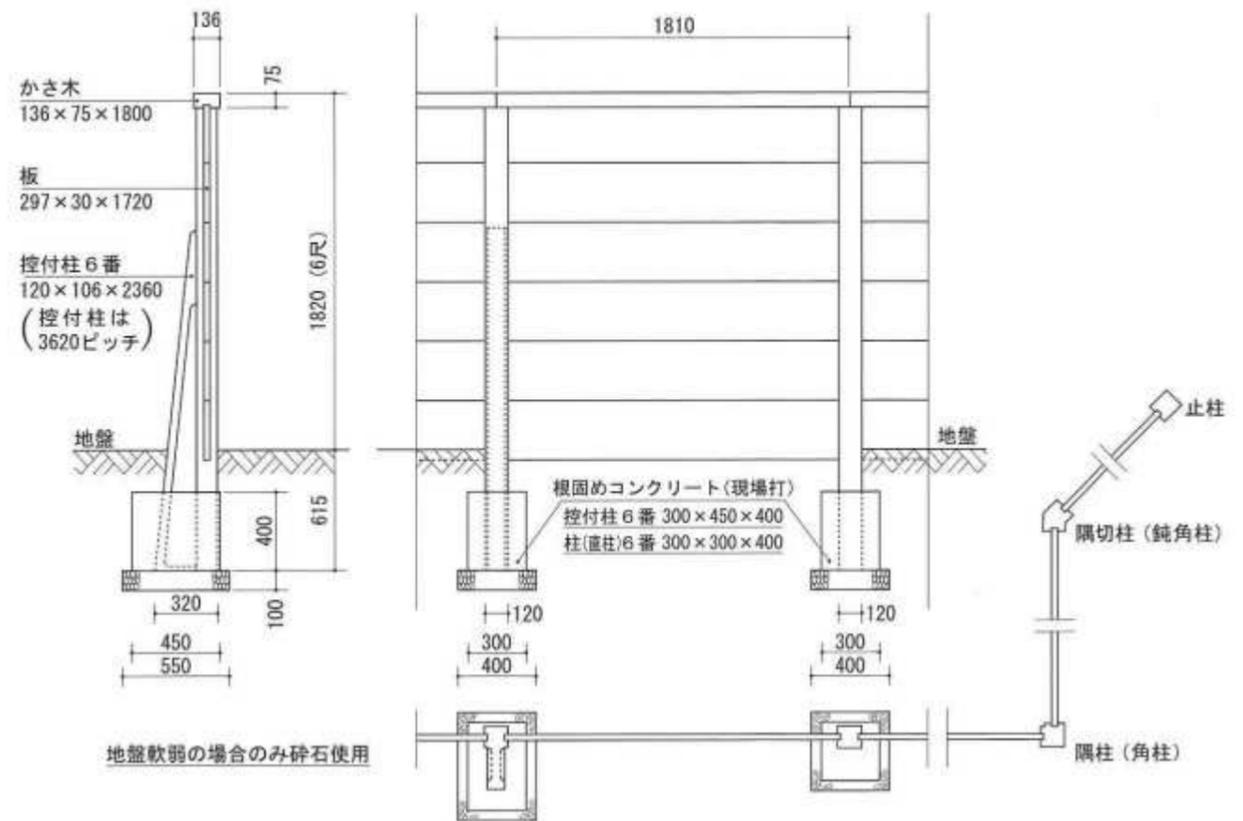
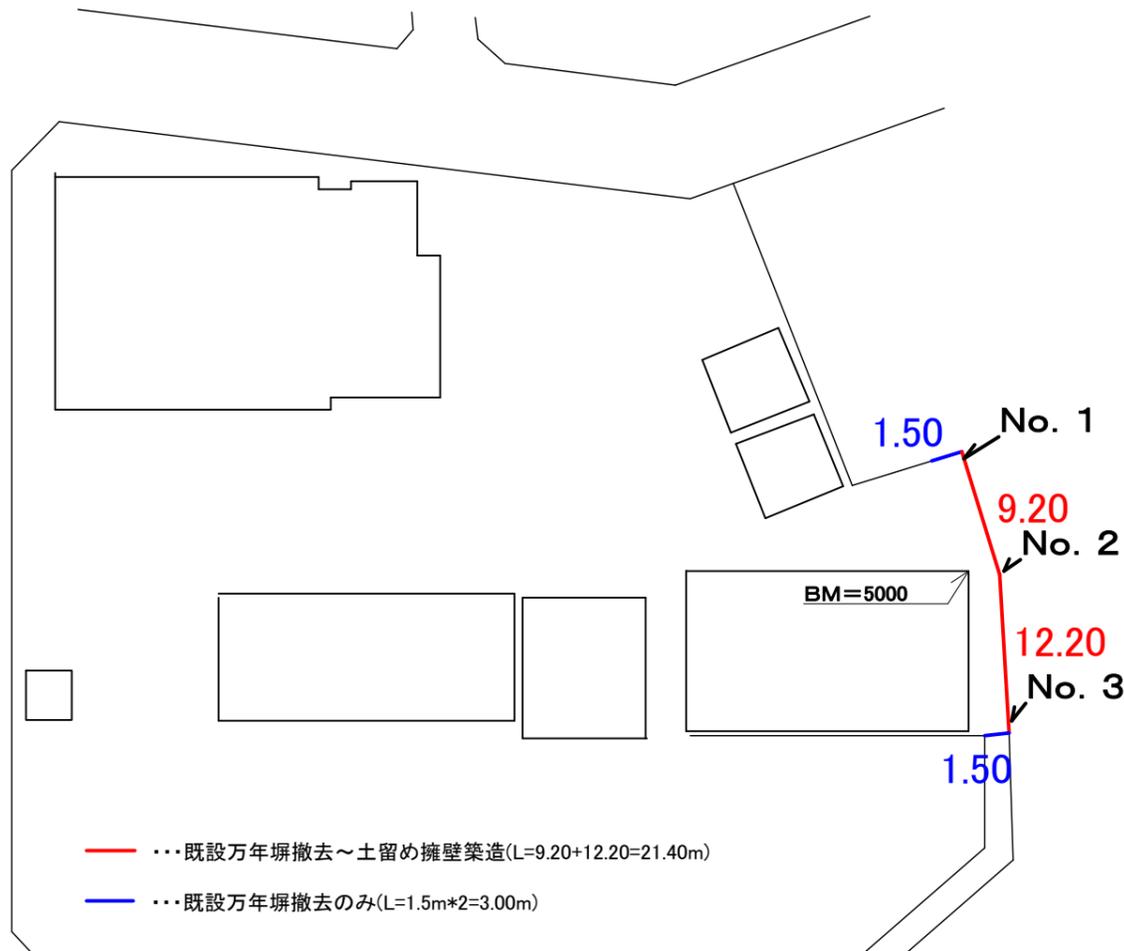
産業廃棄物とならない刈草・剪定枝など

名 称	所在地等
鶴見工場	鶴見区末広町 1-15-1    521-2191
旭工場	旭区白根 2-8-1        953-4851
金沢工場	金沢区幸浦 2-7-1       784-9711
都筑工場	都筑区平台 27-1        941-7911

(剪定枝は規格内のみで、※2、Bに搬入できない場合に限る。)

# 金沢土木事務所外構修繕設計委託

JIS A 5409 万代塀 地上高1820(6尺)標準型



--- 既設万年塀撤去～土留め擁壁築造(L=9.20+12.20=21.40m)  
 --- 既設万年塀撤去のみ(L=1.5m\*2=3.00m)

万代塀構成材 役物柱の種類・寸法・配筋・重量

種類	地上高さ H mm	長さ L mm	a寸法 mm	配筋				重量 kg	
				主筋		副筋			
				径 mm	本数 本	径 mm	本数 本		
隅柱 (角柱)	6番	1820	2360	120	9	4	3.2	9	73
	7番	2120	2660	120	D10	4	3.2	10	81
	8番	2420	2960	120	D10	4	3.2	11	88
	9番	2720	3260	136	D10	4	3.2	13	124
	10番	3020	3560	136	D10	4	3.2	14	135
	隅切柱 (鈍角柱)	6番	1820	2360	90	9	4	3.2	9
7番		2120	2660	90	D10	4	3.2	10	85
8番		2420	2960	90	D10	4	3.2	11	93
9番		2720	3260	106	D10	4	3.2	13	136
10番		3020	3560	106	D10	4	3.2	14	148
止柱	6番	1820	2360	120	9	4	3.2	9	68
	7番	2120	2660	120	D10	4	3.2	10	77

万代塀構成材 控付柱・柱・かさ木・板の種類・寸法・配筋・重量

種類	地上高さ H mm	長さ mm		断面各部の寸法 mm						配筋				重量 kg	
		L	l	a	b	c	d	e	f	主筋		副筋			
		径 mm	本数 本	径 mm	本数 本	径 mm	本数 本	径 mm	本数 本						
控付柱	6番 [JIS]	1820	2360	0	120	106	320	45	90	45	6	6	3.2	9	95
	7番 [JIS]	2120	2660	300	120	106	320	45	90	45	6	6	3.2	10	114
	8番 [JIS]	2420	2960	600	120	106	320	45	90	45	柱部 6 控部 9	4 2	3.2	11	134
	9番 [JIS]	2720	3260	900	136	106	320	45	106	61	9	6	3.2	13	177
	10番 [JIS]	3020	3560	1200	136	106	320	45	106	61	9	6	3.2	14	202
柱 (直柱)	6番 [JIS]	1820	2360	—	120	106	—	—	—	—	9	4	3.2	9	65
	7番 [JIS]	2120	2660	—	120	106	—	—	—	—	D10	4	3.2	10	73
かさ木	[JIS]	—	1800	—	136	75	—	—	—	—	3.2	4	3.2	6	39
	止用	—	1880	—	136	75	—	—	—	—	3.2	4	3.2	7	41
板	[JIS]	—	1720	—	30	297	—	—	—	—	3.2	3	3.2	6	35
	幅木 [JIS]	—	1720	—	39	297	—	—	—	—	4	4	3.2	6	47
	240	—	1720	—	30	240	—	—	—	—	3.2	3	3.2	6	29
	1800	—	1800	—	30	297	—	—	—	—	3.2	3	3.2	6	38
810(1/2)	—	810	—	30	297	—	—	—	—	3.2	3	3.2	3	17	

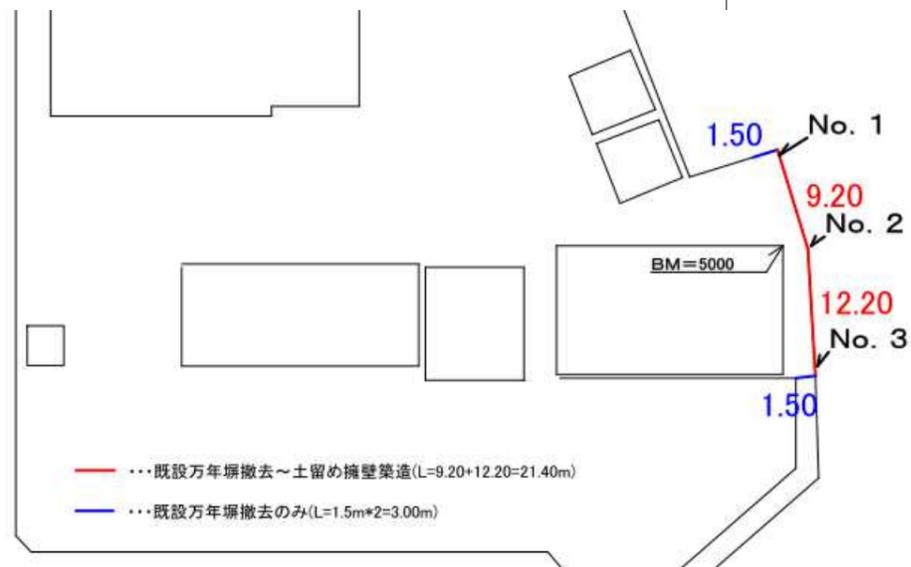
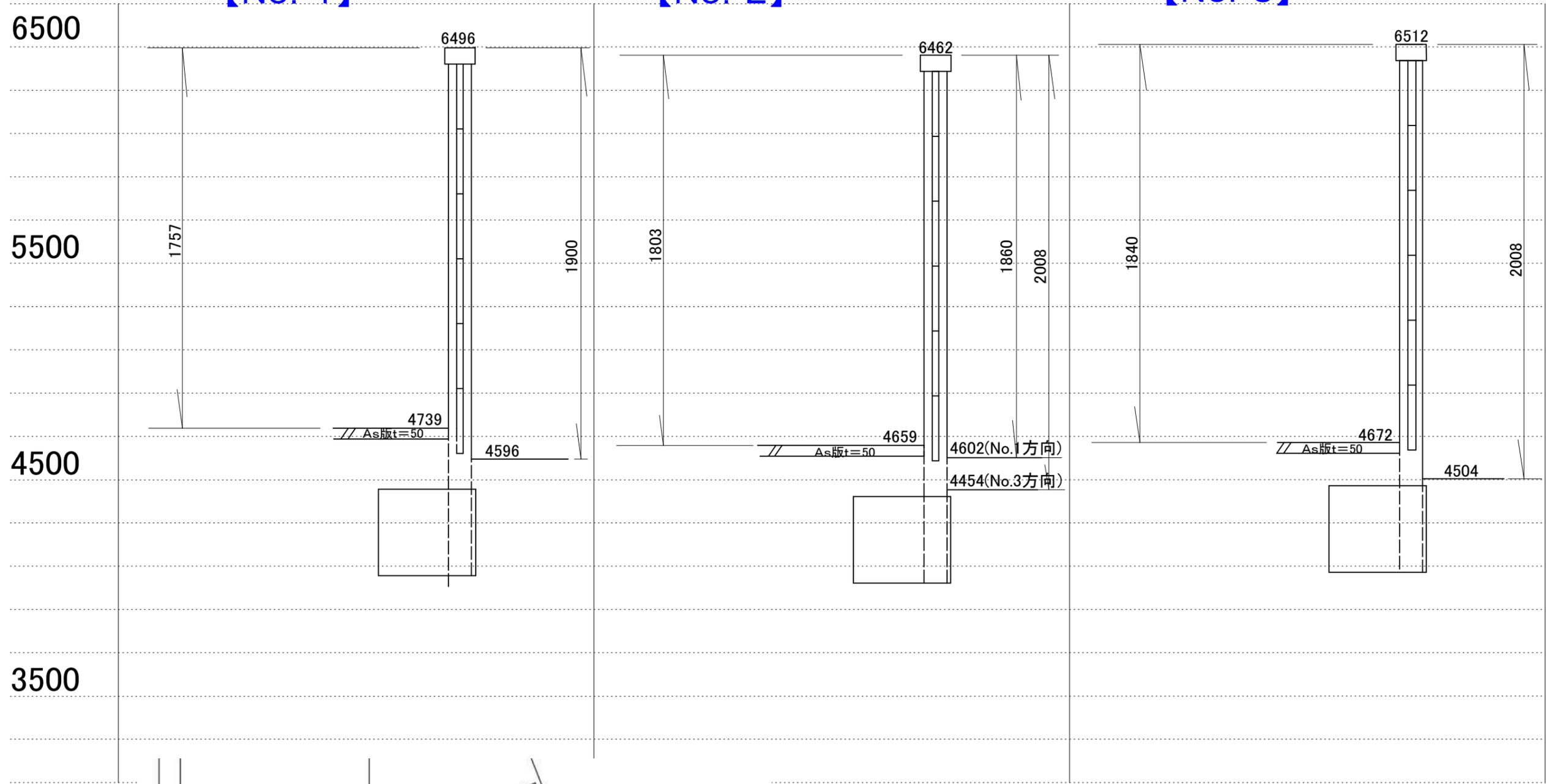
工事名	金沢土木事務所外構修繕設計委託		
工事場所	金沢区 寺前一丁目9-26番地		
図面名	現況平面図 及び 現況部材標準断面図		
図面番号	1 / 3	縮尺	
年月日	令和 3年 月 日		
承認	検算	写図	
施工			

# 金沢土木事務所外構修繕設計委託

【No. 1】

【No. 2】

【No. 3】



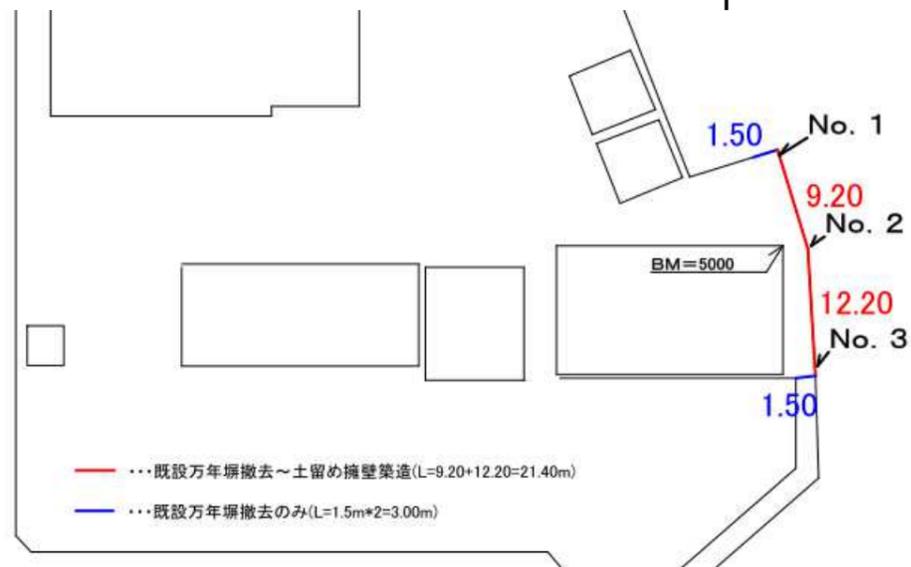
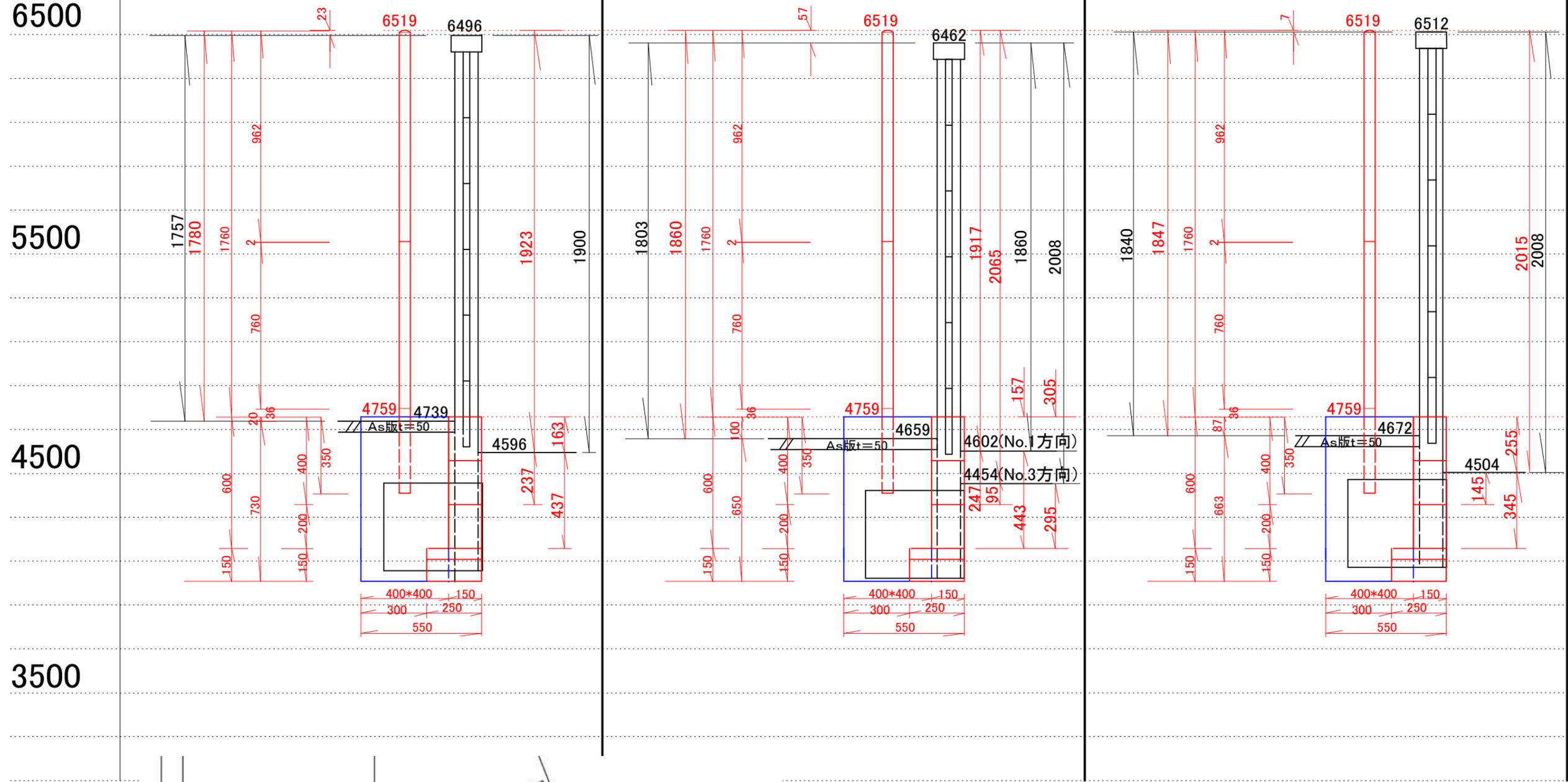
工事名	金沢土木事務所外構修繕設計委託		
工事場所	金沢区 寺前一丁目9-26番地		
図面名	現況断面図		
図面番号	2 / 3	縮尺	1/20
年月日	令和 3年	月	日
承認	検算	写図	
施工			

# 金沢土木事務所外構修繕設計委託

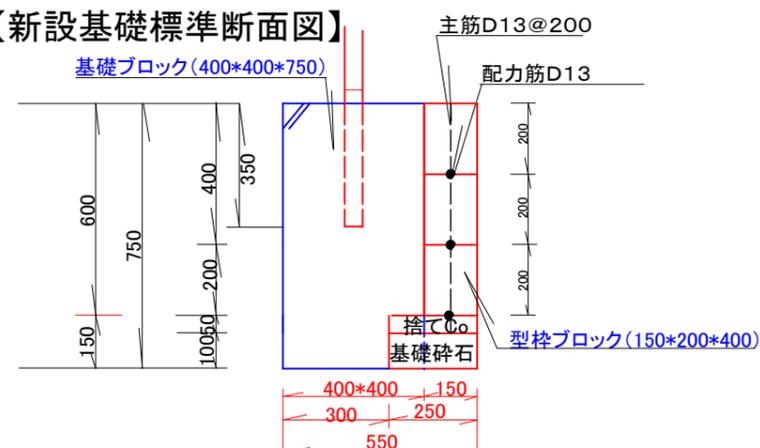
【No. 1】

【No. 2】

【No. 3】

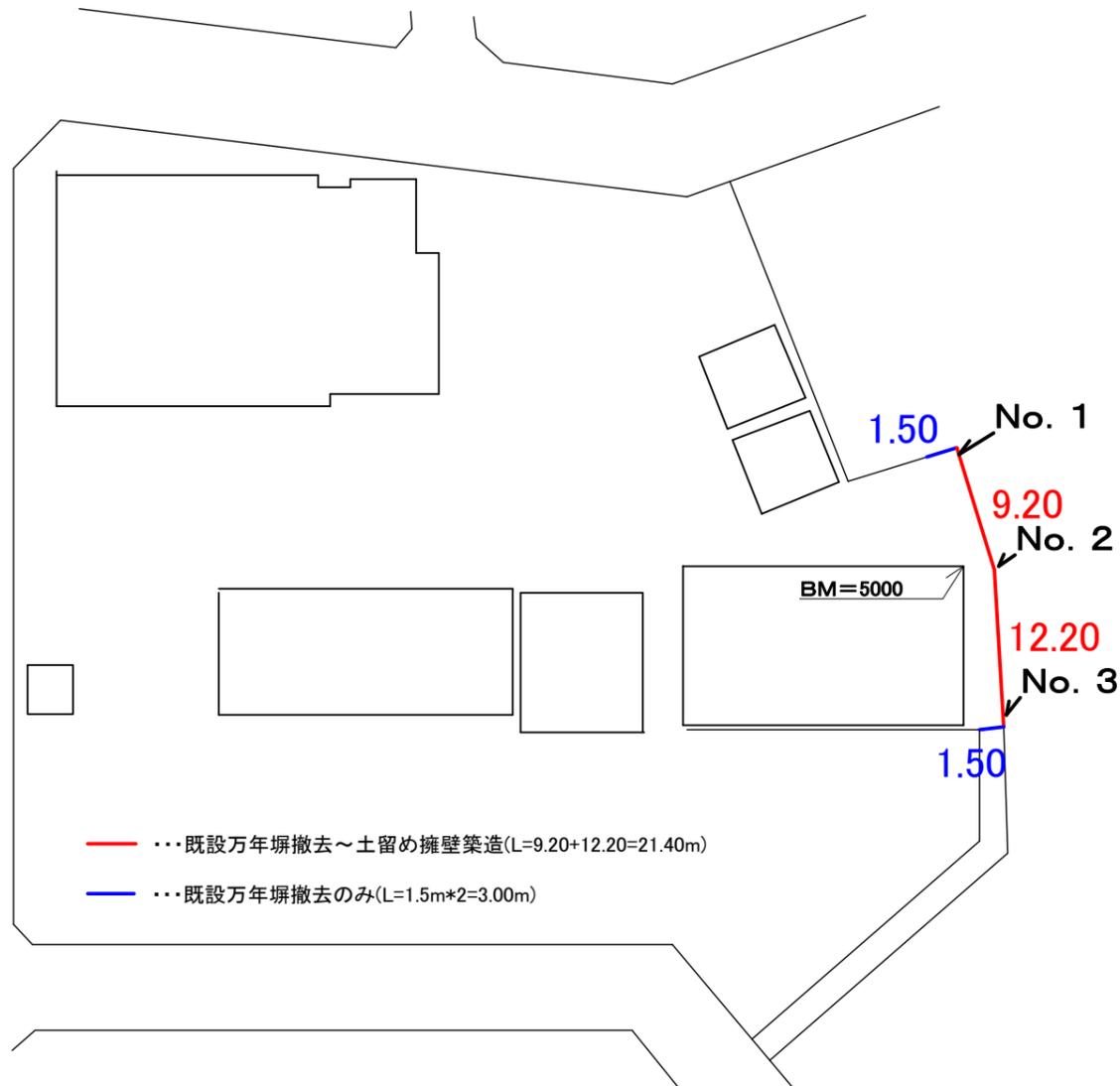


【新設基礎標準断面図】



工事名	金沢土木事務所外構修繕設計委託		
工事場所	金沢区 寺前一丁目9-26番地		
図面名	計画断面図		
図面番号	3	縮尺	1/20
年月日	令和 3年 月 日		
承認	検算	写図	
施工			

# 金沢土木事務所外構修繕設計委託



1.柵板(6段、35kg/1.81m=19.34kg/m)

$$19.34 \times 24.40 \times 6 = 2,831.37\text{kg}$$

2.笠木(39kg/1.80m=21.67kg/m)

$$21.67 \times 24.40 = 528.74\text{kg}$$

3.直柱(65kg/本)

$$65.00 \times 6.00 = 390.00\text{kg}$$

4.控直柱(95kg/本)

$$95.00 \times 5.00 = 475.00\text{kg}$$

5.隅柱(73kg/本)

$$73.00 \times 2.00 = 146.00\text{kg}$$

6.隅切柱(74kg/本)

$$74.00 \times 1.00 = 74.00\text{kg}$$

二次製品計  $4,445.11\text{kg} = 1.89\text{m}^3$

7.直柱基礎(300\*300\*400、9個)

$$0.30 \times 0.30 \times 0.40 \times 9 = 0.324\text{m}^3$$

8.控直柱基礎(300\*400\*400、5個)

$$0.30 \times 0.40 \times 0.40 \times 5 = 0.24\text{m}^3$$

無筋Co計  $0.56\text{m}^3$

【既設堀構成部材数量総括表】

測点	スパン延長(m)	直柱(本)	控直柱(本)	隅柱(本)	隅切柱(本)	Co基礎(個)
No. 1 擦付部	1.50					
No. 1～2間	9.20	3.00	2.00	1.00	1.00	14.00
No. 2～3間	12.20	3.00	3.00	1.00		
No. 3 擦付部	1.50					
合計	24.40m	6.00本	5.00本	2.00本	1.00本	14.00個 (内、控部5.00個)

工事名	金沢土木事務所外構修繕設計委託		
工事場所	金沢区 寺前一丁目9-26番地		
図面名	数量根拠算出		
図面番号	1 / 2	縮尺	
年月日	令和 3年	月	日
承認	検算	写図	
施工			

# 金沢土木事務所外構修繕設計委託

(計算条件)・・・3/3計画断面図参照

・現地盤一新設基礎天端高低差(土木側)

No. 1~2 (20+100)1/2=60.00mm  
 No. 2~3 (100+87)1/2=93.5mm  
 ] ∴(60.00+93.50)1/2=76.75mm

・現地盤一新設基礎天端高低差(民地側)

No. 1~2 (163+157)1/2=160.00mm  
 No. 2~3 (305+255)1/2=280.00mm  
 ] ∴(160.00+280.00)1/2=220.00mm

・既設塀一新設塀天端高低差

No. 1~2 (23+57)1/2=40.00mm  
 No. 2~3 (57+7)1/2=32.00mm  
 ] ∴(40.00+32.00)1/2=36.00mm

・総土量(AV)

$(0.75 \times 0.57325 + 0.55 \times 0.10) \times 21.40 = 10.37\text{m}^3$

・As廃材搬出量

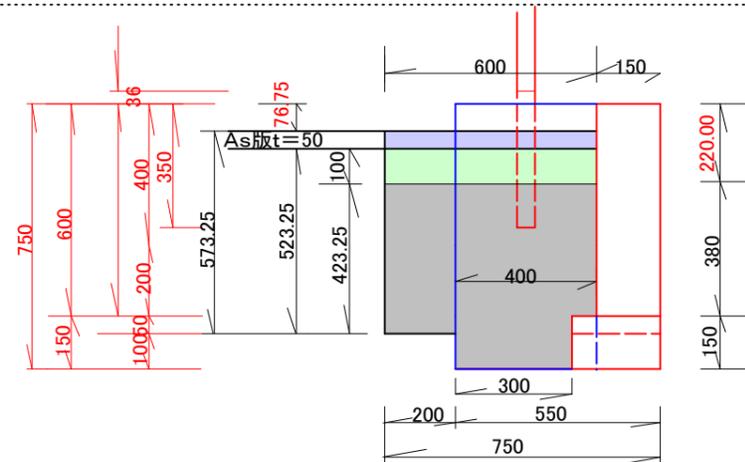
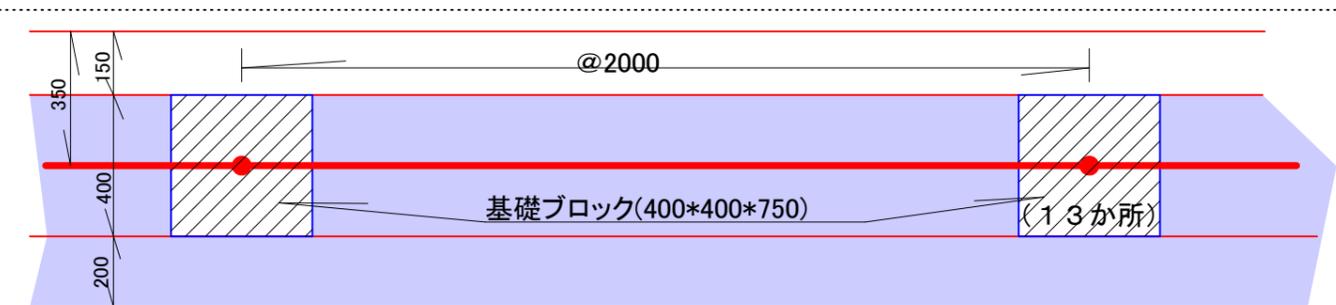
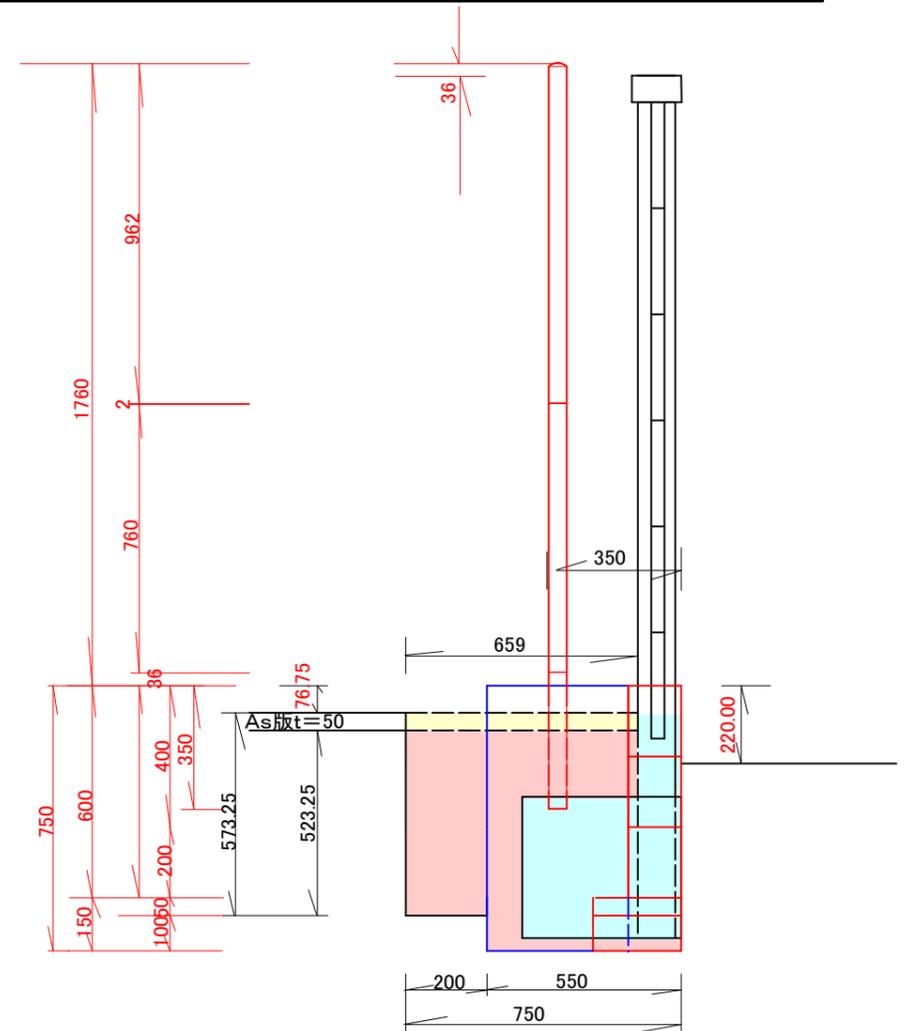
$0.659 \times 21.40 \times 0.05 = 14.10\text{m}^2 \times 0.05 = 0.70\text{m}^3 \dots (1)$

・Co廃材搬出量

(別紙計算書より無筋Coのみ)  $0.56\text{m}^3 \dots (2)$

・残土搬出量(AV-(1)-(2))

$10.37 - 0.70 - 0.56 = 9.11\text{m}^3$



・発生土埋戻土量

$(0.20 \times 0.42325 + 0.40 \times 0.38 + 0.30 \times 0.15) \times 21.40 - 0.40 \times 0.40 \times 0.52325 \times 13 = 4.93\text{m}^3$

・路盤復旧面積(再生M-40 10cm)

$0.60 \times 21.40 = 12.84\text{m}^2$   
 $12.84 - 0.40 \times 0.40 \times 13 = 10.76\text{m}^2$

・As復旧面積(再生As密粒 5cm)

$0.60 \times 21.40 = 12.84\text{m}^2$   
 $12.84 - 0.40 \times 0.40 \times 13 = 10.76\text{m}^2$

工事名	金沢土木事務所外構修繕設計委託		
工事場所	金沢区 寺前一丁目9-26番地		
図面名	数量算出根拠		
図面番号	2	2	縮尺
年月日	令和 3年	5月	日
承認	検算		写図
施工			